

別記様式第4号(規格A4)(第6条関係)

※受付年月日	年 月 日
※受付番号	群地企第 ー 号
※備考	

変 更 後 の 変 更 届 出 書

令和8年6月23日

群馬県知事 様

〈設置者〉

氏名又は名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
代表者氏名 代表取締役 窪田 博
住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
電 話 03-6386-5610

〈届出担当〉

氏名又は名称 マリモ・アセットマネジメント株式会社
代表者氏名 代表取締役 北方 隆士
住 所 東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
電 話 03-6205-4755

平成24年3月6日付けをもって提出した届出のうち、下記事項について変更があったので、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地(変更後のもの)

名 称 ミスターマックス伊勢崎ショッピングセンター
所在地 群馬県伊勢崎市宮子町3556-1 外

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗の名称

(変更前)ハイパーモール メルクス伊勢崎
(変更後)ミスターマックス伊勢崎ショッピングセンター

(2)大規模小売店舗を設置する者の法人代表者の氏名

(変更前)代表取締役 長島 巖
(変更後)代表取締役 窪田 博

(3)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の
氏名
(変更前)小売業者一覧(変更前)の通り
(変更後)小売業者一覧(変更後)の通り

3 変更年月日

平成26年6月10日 ほか

4 変更の理由

店舗名称、設置者、小売業者変更のため

5 変更した事項に係る添付書類の一覧

変更届出書の別紙を参照

別紙

(変更前)

小売業者名	代表者氏名	住所	備考
株式会社ミスターマックス	代表取締役 平野 能章	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号	—
株式会社カルチャー	代表取締役 中嶋 雄三	群馬県高崎市上里町30番地	退店 (平成26年6月10日)
未定			—
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	山口県東広島市西条町加茂工業団地	—
未定			—
株式会社あなはら	代表取締役 穴原 一夫	群馬県桐生市新里町596番地の2	—

(変更後)

小売業者名	代表者氏名	住所	備考
株式会社ミスターマックス	代表取締役 佐藤 昭彦	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号	代表者変更(令和7年3月1日)
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	代表者変更(平成30年3月1日)
株式会社あなはら	代表取締役 穴原 一夫	群馬県桐生市新里町596番地の2	
株式会社ロピア	代表取締役 大久保 恒夫	神奈川県川崎市幸区南幸町2丁目9番地	出店(令和7年7月9日) 代表者変更(令和8年3月1日)